

マーケティング・データ・バンク利用規程

1. 名称

株式会社日本能率協会総合研究所(略称:JMAR)が運営する本情報サービスシステムは「マーケティング・データ・バンク」(略称:MDB)と称し、所定の登録申込手続を経た事業所をMDBメンバー(以下、メンバー)とする。

2. 登録

メンバー登録に際しては、所定事項を記入した「マーケティング・データ・バンク(MDB)メンバー登録申込書」、登録を継続する場合は「マーケティング・データ・バンク(MDB)メンバー継続申込書」を提出しなければならない。

3. 登録単位

メンバーの登録単位は事業所とする。ここに言う事業所とは、同一法人でかつ同一所在地にある事業所をさす。

4. 利用者

MDBの利用者は登録事業所に勤務する人に限り、次項に該当する人は利用できない。

- *同一企業の社員でも所在地の異なる事業所に勤務する人。
- *メンバー法人の外部に出向中の社員。
- *関連会社の社員。
- *パート・アルバイトなど臨時雇用の人。

5. 登録期間

登録期間は登録申込月の1日より1年間(年間契約)とし、期間途中でのメンバー都合による解約はできない。
また、メンバー企業は、メンバー登録期間満了日までに、次年度契約について所定の「マーケティング・データ・バンク(MDB)メンバー継続申込書」に継続または退会の意思を明記し提出しなければならない。

6. 費用

- (1) MDB 利用に伴い、メンバーが支払う費用は以下の通りとする。
- *年間情報サービス費(基本料金)……すべてのメンバーが支払うものとする。マーケティング・データ・バンクの各種サービスを利用できる。金額および利用できる基本カウントは「マーケティング・データ・バンク(MDB)メンバー継続申込書」に記載された金額・カウントとする。
 - *超過利用情報サービス費
基本カウントを超えて利用したメンバーが支払うものとする。
 - *メンバー登録費
初年度メンバー登録の際に、すべてのメンバーが支払うものとする。退会後の再登録の際にも支払いが必要となる。
 - *コピー料金・データベース料金・送料
サービスの利用があったメンバーが支払うものとする。
 - *その他の費用
対象となるサービスを利用したメンバーが支払うものとする。
- (2) コピー料金・その他の費用の金額は、別紙「マーケティング・データ・バンク(MDB)ご利用料金とカウント」によるものとする。
- (3) メンバーが利用できる基本カウントおよび超過利用情報サービス費を算定する際の基準になるカウント方法は、別紙「マーケティング・データ・バンク(MDB)ご利用料金とカウント」によるものとする。
- (4) 超過利用情報サービス費は、基本カウントを超過した時点から所定の超過利用情報サービス費単価と超過カウントを乗じた金額とし、翌月に請求するものとする。単価は「マーケティング・データ・バンク(MDB)メンバー継続申込書」記載の金額とする。

7. 支払い

- (1) 年間情報サービス費・超過利用情報サービス費・メンバー登録費・コピー料金・その他の費用の支払いは、請求を受けた日の翌月末日までに完了しなければならない。なお、振込手数料はメンバーが負担するものとする。
- (2) (1)の費用については、支払い後の返金はできない。

8. 期限の利益喪失

メンバーについて次の各号の事由が一つでも発生した場合には、JMARからの通知催告がなくてもメンバーは当然に期限の利益を失い、直ちに JMAR に対する債務の全額を支払うものとする。

- (1) 債務の支払いを1回でも怠ったとき
- (2) 支払い停止、破産、民事再生、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
- (3) その振出、裏書、保証にかかる手形小切手が不渡となったとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき

9. 利用権の譲渡禁止

メンバーは、利用規程に基づいて MDB のサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、移転することはできない。

10. MDB からの提供情報

- (1) メンバー及び利用者が、有料・無料を問わず、MDB からの提供情報に記載・掲載されている内容・データを利用できるのは、MDB 閲覧室並びにメンバー登録申込書及びメンバー継続申込書に記載されている登録事業所内に限られる。また、メンバー及び利用者は、MDB 所蔵資料を出所先(発行元)・著作権者の許諾条件に従って利用する。利用の目的及び有料無料を問わず、MDB より得た情報を出所先(発行元)・著作権者、並びに MDB に無断で他の企業及び第三者に提供した場合は、以後 MDB を利用できなくなる場合がある。
- (2) メンバー及び利用者が、利用の目的及び有料・無料を問わず、MDB からの提供情報に記載・掲載されている内容・データを参考・引用・翻訳等せざるを得ない場合、都度必ず当該資料の出所先(発行元)または著作権者の許諾を得た上で、著作権法の規定に従いあるいは準用し、参考・引用・翻訳等の対象とした資料名等の名称とその出所を明示しなければならない。
- (3) メンバー及び利用者は、本項規程を遵守しなかった結果、JMAR が何らかの疑義並びに被害を被った場合には、メンバー及び利用者が JMAR に対して賠償するものとする。また、メンバー及び利用者が、本項規程を遵守しなかった結果、出所先(発行元)及び著作権者より損害賠償を求められた場合、JMAR はその責任を一切負わない。

- (4) 出所先(発行元)・著作権者の意向により、特定のメンバー及び利用者には、MDB 所蔵の資料及びデータを提供できない場合がある。
- (5) MDB が作成し、メンバー及び利用者へ提供する各種コンテンツの利用に関しては、上記 MDB からの提供情報(1)~(4)に準拠する。
- (6) MDB が作成し、メンバー及び利用者へ提供する各種コンテンツの著作権は、(5)の利用によって、何等メンバーおよび利用者に移転するものではない。

11. 賠償

MDB 所蔵の資料及び機器を破損、あるいは無断で持ち出すなどして、他のメンバー及び JMAR に対し迷惑、及び損害を与えた場合は、メンバーはそれを賠償しなければならない。

12. 守秘義務

JMAR は、業務上知り得たメンバーの問い合わせ内容・情報については守秘義務を厳守し、契約期間中はもとより契約終了後もメンバーの承諾なしに他に漏洩しない。

13. 個人情報に関する取扱い

JMAR では、当社個人情報保護方針ののっとり、以下のとおり個人情報を取扱い

ます。
(1) 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル
(株)日本能率協会総合研究所 管理本部長
TEL:03-3434-6282

(2) 個人情報の利用目的

MDB のサービスに係る以下の業務遂行のために利用

- *お問合せ・ご相談への対応
- *契約・請求に係るご連絡
- *メンバー向けサービスのご案内
- *メールマガジンの発信

(3) 第三者提供

取得した個人情報の第三者への提供については、本人の同意がない限り行いません。

ただし、以下の場合は、本人の同意なく個人情報を提供する場合があります。

- *法令に基づく場合
- *人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- *公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- *国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 委託先への個人情報の提供

*目的

メンバー向けサービスのご案内

*提供する個人情報の項目

会社名、部署役職名、個人名、住所

*提供の手段または方法

・電子ファイルをメディア媒体に保存して手渡し

・電子ファイルをパスワードで保護した上でメール添付

*委託先の種類、及び属性

DM 発送業者

*委託先との個人情報の取扱いに関する契約

「業務委託基本契約」内に、当社個人情報保護方針ののっとり取扱い旨を明記

(5) 個人情報の開示等について

個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止を申し出ることができます。申請された場合は、申請者がご本人であることを確認させていただいた上で、迅速かつ的確に対応し、その結果を本人に通知致します。下記 URL で提供している「開示対象個人情報」開示等請求申請書を用いるか、お問い合わせ窓口まで、お申し出ください。

*URL: <http://www.jmar.co.jp/policy/index.html>

*お問い合わせ窓口

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル

(株)日本能率協会総合研究所 個人情報相談窓口

TEL:03-3434-6282

(6) 個人情報提供の任意性

MDB のサービスのご利用時には、調査結果の回答やご利用状況を管理するため、個人情報をご提供いただく必要があります。個人情報をご提供いただけない場合は、MDB のサービスをご利用いただけません。

14. 免責

- (1) JMAR は、MDB において提供する情報の正確性・完全性等、内容を保証するものではない。
- (2) メンバーが MDB より得た情報を利用した結果について、JMAR は一切その責任を負わない。メンバーが MDB より得た情報を利用した結果、業務上損害を被ったとしても、JMAR に対して一切補償を求めることができない。

15. その他

- (1) 本利用規程及び各費用・基準等は、契約期間中に内容をやむを得ず変更することがある。
- (2) 本規程に定めのない事項または疑義が生じた事項に関しては、メンバーと JMAR との間で協議して定めるものとする。

本利用規程に関するお問い合わせは、カスタマーセンター(mdb_cc@jmar.co.jp)までご連絡ください。